

第1節 七尾児童相談所の概要

1 児童相談所の業務

本県には中央、七尾と平成18年4月から金沢市を加えた、計3カ所の児童相談所が設置されており、県の児童相談所は、主として次の業務を行っている。

- (1) 市町の児童の福祉に関する業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、及び精神保健上の判定を行い、これに基づいて必要な指導を行うこと。
- (4) 必要に応じて、巡回して(2)～(3)の業務を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行うこと。

2 管内の状況

(1) 人口・関係機関等

表1 人口・関係機関等

(令和3年10月1日現在)

項 目		全 県	七尾児童相談所管内
面 積 (km ²)		4,186.20	1,977.86
人 口 (人)		1,125,146	175,275
児 童 人 口 (人)		165,255	20,059
世 帯 数 (戸)		471,543	71,261
市 町 村 数	市	11	4
	町	8	5
	村	—	—
学 校 数 等	保育所・幼稚園・認定こども園	397	74
	小 学 校	201	49
	小 中 一 貫 校	3	2
	中 学 校	84	20
	高 等 学 校	55	18
盲ろう・特別支援学校		16	4
警 察 署 数		12	4
福祉に関する事務所		15	6

(2) 関係福祉施設

表2 関係福祉施設

(全県分：令和4年3月31日現在)

施 設 種 別	施設数	施 設 種 別	施設数
乳 児 院	2	障 害 児 入 所 施 設 (福祉型・医療型)	7
児 童 養 護 施 設	8	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 (筋ジストロフィー)	1
児 童 自 立 支 援 施 設	1	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 (重症心身障害)	3

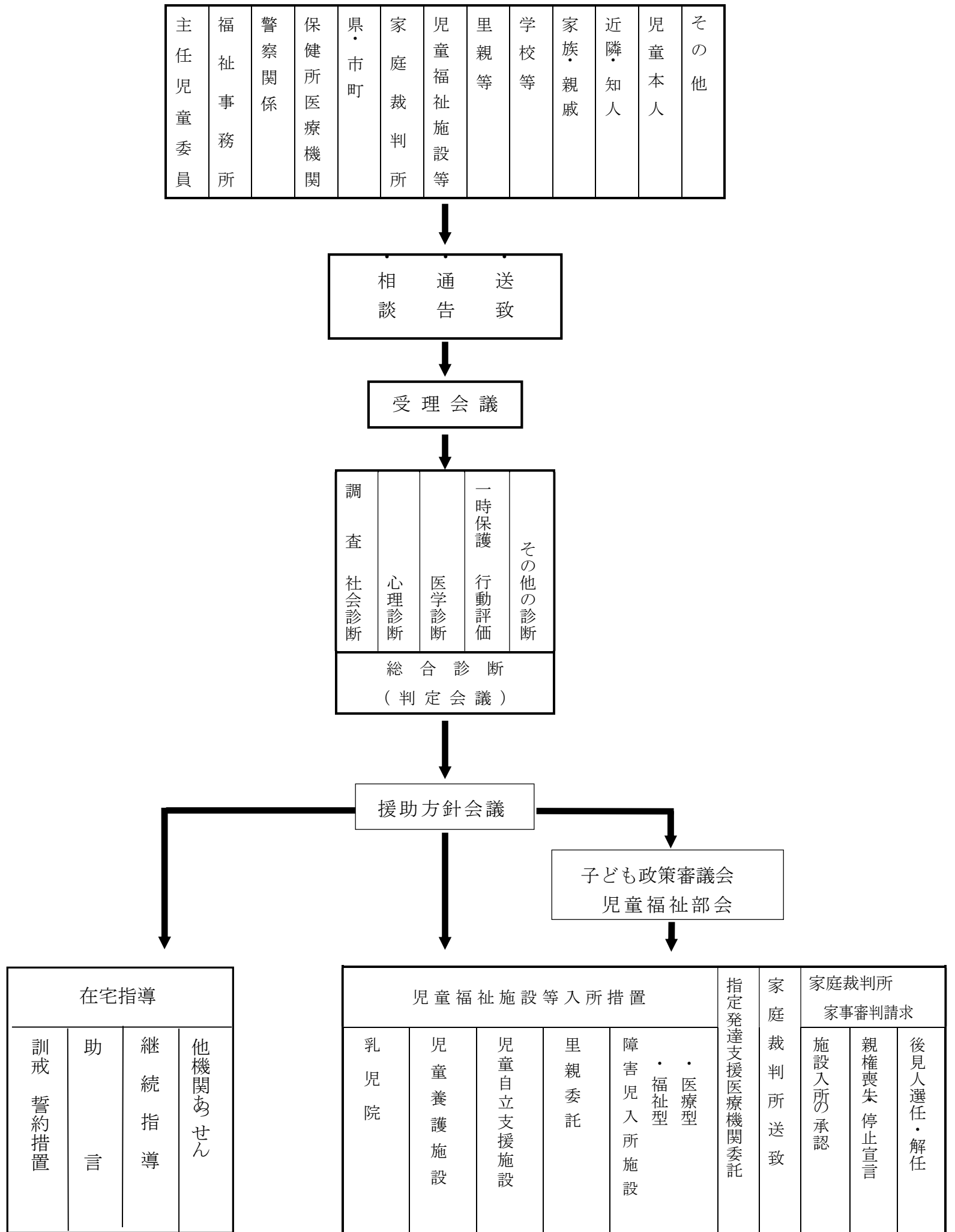
3 相談の種類

相談の種類は、その内容によって次の16の相談種別に分類している。

表3 相談の種類

相談種別		内容
養護	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴力、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健	保健相談	未熟児、虚弱児、小児ぜんそく、その他の疾患を有する児童に関する相談
心身障害	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れを持つ児童に関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害を持つ児童に関する相談
	言語発達障害等相談	音声や言語の機能障害、言語発達遅滞、注意集中力障害を持つ児童に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害を有する児童に関する相談
	知的障害相談	知的障害を有する児童に関する相談
	発達障害相談	発達障害もしくは発達障害と同様の症状を呈する児童に関する相談
非行	ぐ犯行為等相談	虚言、浪費、家出、乱暴、性的逸脱等の問題行動に関する相談
	触法行為等相談	刑罰法令に触れる行為のあった児童に関する相談
育成	性格行動相談	反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題をもつ児童に関する相談
	不登校相談	登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	適性相談	進学や職業の適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	幼児のしつけ、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

4 児童相談の流れ



第2節 児童相談の状況

1 新規相談受付状況

令和3年度中に受け付けた相談総件数は、450件である。

相談種別では、障害相談が46.4%を占めている。次いで養護相談が33.8%、育成相談が15.8%と続き、非行相談は2.4%となっている。

表1 新規相談受付状況

(令和3年度) [単位：人]

相談種別	養護		保健相談	障害相談						非行		育成相談				その他の相談	合計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発障	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
人数	124	28	—	1	2	24	6	160	16	5	6	46	19	4	2	7	450
小計	152		—	209						11		71				7	450
構成比(%)	33.8		—	46.4						2.4		15.8				1.6	100.0

2 経路別相談受付状況

令和3年度中に受け付けた相談件数の経路のうち「都道府県・市町村」からの相談が39.3%、「家族・親戚」からの相談が28.4%となっている。

表2 経路別相談受付状況

(令和3年度) [単位：人]

経路	都道府県・市町村			児童福祉施設・指定医療機関	認定こども園	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	福祉事務所	児童委員	その他						保健所	医療機関	学校	教育委員会							
男	60	—	52	6	2	—	40	—	11	4	8	2	1	—	85	3	1	6	281
女	22	—	43	3	3	—	35	—	3	4	3	2	1	—	43	5	1	1	169
合計	177			9	5	—	75	—	22		15		2	—	128	8	2	7	450
構成比(%)	39.3			2	1.1	—	16.7	—	4.9		3.3		0.5	—	28.4	1.8	0.4	1.6	100.0

3 新規相談処理状況

継続指導が 41.9%、助言指導が 37.0%、児童福祉施設等への措置（委託）は 3.1%である。

表 3 新規相談処理状況

(令和 3 年度) [単位：人]

処 理	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	福祉事務所送致	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指定医療機関委託	利用契約 障害児施設等への	里 親 委 託	家庭裁判所送致	そ の 他	合 計
	助 言	継 続	他 機関あ っせん						入 所	通 所						
人 数	188	166	10	12	—	2	—	—	10	—	—	2	4	—	55	449
構成比 (%)	41.9	37.0	2.2	2.7	—	0.4	—	—	2.2	—	—	0.4	0.9	—	12.3	100.0

4 養護相談処理状況

養護相談のうち 5.8%が児童福祉施設への措置となっている。

なお、相談理由の家族環境・虐待については、全国的に虐待相談が増加している中、当所においては養護相談件数中、82.7%となっている。家族環境・その他も 11.5%となっている。

表 4 養護相談処理状況

(令和 3 年度) [単位：人]

処 理	相談理由	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	家族環境		その他	合 計	構成比 (%)
						虐待	その他			
児童福祉施設措置		—	—	—	1	7	1	—	9	5.8
指定医療機関委託		—	—	—	—	—	—	—	—	—
里 親 委 託		—	—	—	3	—	1	—	4	2.5
面 接 指 導		—	—	—	3	110	11	—	124	79.5
そ の 他		—	1	—	1	12	5	—	19	12.2
計		—	1	—	8	129	18	—	156	100.0

表 5 虐待に関する相談状況

(令和 3 年度) [単位：人]

分 類	年 齢	年齢					合 計
		0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 ・その他	
身 体 的 虐 待		5	6	16	12	10	49
性 的 虐 待		1	—	—	—	—	1
心 理 的 虐 待		22	14	9	6	5	56
保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否		5	5	8	2	3	23
計		33	25	33	20	18	129

5 判定の実施状況

(1) 医学判定

嘱託医は、療育手帳及び特別児童扶養手当に関する医学的診断や、一時保護した児童や施設に措置する児童の医学的診断を行っている。また、医学的な見地から、児童本人や保護者に対する助言指導や、児童福祉司や児童心理司へのスーパーバイズの役割も担っている。

(2) 心理判定

心理判定は、児童心理司が心理検査及び面接、行動観察等により児童の心理や知的能力等を理解し、児童の援助の決定や相談・治療を進める上での資料とする。判定について相談種別で見ると、障害関係が多くを占め、療育手帳や特別児童扶養手当等のための判定が大部分を占める。

表6 判定の実施状況 (令和3年度) [単位: 件]

判定方法 相談種別		医 学 判 定			心 理 判 定				
		診察	医学的 検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他 検査	面接・ 観察
養 護	児童虐待	12	6	6	8	—	5	—	11
	その他	3	2	2	2	—	—	—	1
保 健		—	—	—	—	—	—	—	—
障 害		111	—	—	93	16	—	—	132
非 行		4	1	1	4	—	—	—	2
育 成	不登校	—	—	—	—	—	—	—	1
	性格行動	3	3	3	8	—	2	—	9
その他		—	—	—	—	—	—	—	—
計		137	14	14	115	16	7	—	156

6 療育事業

児童相談所では、個々の相談に応じて行う指導のほか、家庭訪問による療育支援や小集団による療育事業等を実施している。

(1) 不登校児童宿泊等指導事業

児童には、小グループによる宿泊体験等を実施し、社会性や自我の発達を援助することによって、登校意欲の向上を図る。

また、保護者には、子どもや家庭の悩み等を話し合う中で、子どもへの望ましい働きかけを自ら学べるように援助する。

ア 宿泊指導

表7 宿泊指導の状況 (令和3年度)

年 月 日	宿泊場所	活 動 内 容	参 加 児 童	担当職員
実施なし	-	-	0人	0人

イ 小グループ指導

表 8 児童グループ指導の状況

(令和 3 年度)

期 間	場 所	活 動 内 容	参 加 者	担当職員
実施なし	-	-	児童 延べ 0 人	心理等 延べ 0 人

表 9 保護者グループ指導の状況

(令和 3 年度)

期 間	場 所	活 動 内 容	参 加 者	担当職員
実施なし	-	-	保護者 延べ 0 人	心理等 延べ 0 人

(2) 発達遅滞児療育指導事業

就学前の発達遅滞児をもつ親とその子どもを対象に、心身の発達を促すことを目的に療育指導を行っている。

ア 保護者の集い

当所を利用している就学前の心身障害児の保護者が、就学や不登校についての理解を深める機会とする。

表 10 保護者の集い

(令和 3 年度)

実施場所	実施年月日	内 容	参加人数	担当職員
当 所	令和 3 年 7 月 2 日	テーマ「就学を考えるつどい」 (講 師) 中能登教育事務所指導主事	10 人	福祉 7 人 心理 0 人
当 所	令和 3 年 11 月 25 日	テーマ「先輩と語るつどい」(話題提供) 知的障害児、 発達障害児の保護者	1 人	福祉 7 人 心理 0 人

7 一時保護業務の状況

児童福祉法第 12 条の 4 により、当児童相談所に一時保護所が設置されている。

一時保護は、児童福祉法第 33 条の規定に基づき、緊急保護、行動観察及び短期治療を目的とし実施している。

一時保護を必要とする児童のうち、乳児は乳児院に委託するとともに、児童の状況により、他の児童福祉施設や里親等に委託する場合もある。

表 11 保護概況

(令和 3 年度)

区分	一時保護所		委 託								総 計	
			乳児院		児童養護施設		その他		小 計			
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
R2 年度	58	556	3	78	2	127	2	64	7	269	65	825
R3 年度	47	639	6	128	2	55	1	182	9	365	56	1,004